

令和5年度 第1回葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会

日時：令和5年8月31日（木）14時00分～16時10分

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

出席：藤井委員、菅野委員、住谷委員、根本委員、那須委員、日比野委員、三木委員、恩田委員、相川委員、細谷委員、西門委員、石戸委員、瀬尾委員、林委員、久野委員、渡辺委員、福本委員、榎本委員、山中委員、小池委員、池田委員、徳差委員、山口委員、中村委員、宮之前委員、荻原委員、千葉委員、吉本委員、坂井委員、橋口委員、長谷川委員、情野委員、長南委員、新井委員、鈴木委員、吉田委員、今井委員、泉山委員、佐々木委員

(Web参加：島田委員、浅川委員、正能委員、島ノ江委員、多田委員、杉田委員、武山委員)

(欠席：櫻井委員、染谷委員（松本氏代理出席）、山下委員（須藤氏代理出席）、

岩下委員（高野氏代理 Web出席）、五十嵐委員、土門委員（青木氏代理出席）、中島委員)

事務局：調整課 石合課長、小林係長、川島主査

セントラルコンサルタント株式会社 山口、鷺尾、岡田

傍聴：なし

議事：

1. 開会

事務局：初めに、事前に郵送させていただいております会議資料の確認をさせていただきます。なお、本日も自宅にお忘れという方がいらっしゃいましたら、予備の資料がございますので、お手をお挙げください。よろしいでしょうか。

それではお手元の次第に記載の通り、「次第」、「委員名簿・席次表」、「資料1 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱」、「資料2 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領（案）」、「資料3 移動等円滑化促進方針とは」、「資料4 葛飾区のこれまでの取組と現状」、「資料5 今後の検討の進め方」、「資料6 葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領（案）」を配布してまいります。

また、本日職員以外の委員の皆様には、委嘱状も机の上に置かせていただいております。オンライン出席の委員の方には、後日郵送させていただきます。不足がございます場合には、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は16時までの予定としております。時間に限りがございます。ご協力お願いいたします。

なお、会議の記録を作成する関係上、録音と撮影をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。「1. 開会」にあたりまして、区長よりご挨拶を申し上げます。

区長：皆さん、こんにちは。大変暑い日が続きますし、またお忙しい中を皆様方にはお集まりいただきました。本当にありがとうございます。

今回の移動を円滑化するための方針・指針を定めるということは、大変重要なことでございます。また、またがる分野も大変幅広くございますので、今回それぞれの分野から53名ということで、二列に

なってしまいましたけれどもお集まりいただきました。本当にありがとうございます。

そして今、葛飾区は人口が46万6000人を超えました。毎年このところは3000人ぐらいつづつ増えている状況であります。コロナの時に一時、外国人の方がちょっと一気に減った時期があったのですが、その後はまた増えている状況でございます。一方でその中で、高齢者の皆さんの数も今25%にも達しようとしております。そして団塊の世代の方が75歳ぐらいになっているわけでありまして、100歳を超える方も約200人ぐらいいらっしゃるような状況になっております。

もちろん障害を持たれている方も社会の中で、いきいきと暮らすための状況を作らなければなりません。そうした状況に適切に対応していくためには、やはり移動をすることについて、円滑に取り組む、もちろん道路の問題や交通機関の問題、いろんなことがあるわけです。建物の作り方、よくバリアフリーと言われますけれども、そうしたこともしっかり進めていかなければならないと思います。これまで、そういった取り組みを着実にやってはまいりましたが、ハードの面で言えば、しっかりやったつもりが、必ずしもそうではなかったということも、たくさんございます。そうしたことに對して、きちんと現場のご意見を聞き、これからよりすばらしい仕組みといいますか、環境づくりであったり交通づくりということも進めていかなければいけないと思います。

実は私、5月にアキレス腱を切りまして、今は全然大丈夫なんですけれども、やっぱりそういう状態になりますと、正直バリアフリーについてとても強く感じる場所があります。全く段差がないところでも気をつけるんですけど、ちょっと段差がある所、階段、手すりのこと、いろんなことが結構気になるんです。それはやっぱり普段は気がつかないこともたくさんございます。そうしたことについて、今日は関係者の皆さんいろんな団体の皆さんがお見えですから、しっかりとご意見をいただいて進めていきたいと思っています。

一方で、今私のアキレス腱を切った話をさせていただきましたけれども、そういったときにもなかなか障害を持たれている方、高齢者に対する、よく最近では心のバリアフリーなんて言いますが、そういったことへの配慮とか考え、そういったこともなかなか難しいことだということ、とても強く感じました。自分になってみると初めて分かるわけでありまして、そうしたことを、いろんな状況の中でしっかりと把握をして、多くの区民の皆さんが、心のバリアフリーについて理解をさせていただいて助け合って、多くの高齢者、障害者の皆さんが社会生活を円滑にできるようにしていくことがとても大事だろうというふうに思っています。ハードの面での整備もとても大事です。これが大前提ですけども、プラス心のバリアフリーということもいろんな形で区民の皆さんに知っていただくための、そして皆さんが理解をしたうえで、助け合う体制、こういったものを作って行くことが大切だと思いますので、今回の検討の中ではそうしたことも含めて幅広く検討いただいて取りまとめたいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の皆様方のお願いをしている任期につきましては、これから約1年半、令和7年、再来年の3月までということになっておりますので、その期間にしっかりとまとめていただきまして、それをもろもろ今現在もいろんなバリアフリー施策を進めておりますけれども、そこに随時活かして、より住みやすい町、全ての区民が表に出て活動できる町をつくるために努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

事務局：ありがとうございました。区長はこの後公務がございますので申し訳ございませんが、ここで退

席をさせていただきます。

(区長 退席)

事務局：ここで本日、オンラインによる会議を併用しての開催にあたりまして、初めに若干注意事項を申し上げさせていただきます。会場にお越しいただいている委員様は、オンラインでの出席の委員さんにも聞こえますよう、ゆっくり、はっきりと発言をお願いいたします。

オンラインで出席の委員様は、発言するとき以外はマイクをミュートとして、発言するときのみ「手を挙げる」ボタンを押して、カメラに向かって実際に手を挙げていただき、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。よろしく願いをいたします。

2. 委員紹介

事務局：それでは続きまして、次第の「2. 委員紹介」に移らせていただきます。委員名簿の上から順にマイクをお渡しいたしますので、自己紹介をお願いいたします。席次表も併せてご覧ください。なお、オンライン参加の委員の皆様のマイクをミュートにさせていただき、名簿の順に従いまして自己紹介をお願い申し上げます。

(各委員の自己紹介)

3. 会長・副会長選出・挨拶

事務局：続きまして、次第の3に移らせていただきたいと思います。会長・副会長の選出とご挨拶でございます。「資料1 葛飾区移動円滑化促進方針策定協議会設置要綱」の要点を御説明させていただきます。

まず第1条から2条について、策定協議会の設置等の所掌事項として、いわゆるバリアフリー法第24条の2の規定に基づき設置し、葛飾区移動等円滑化促進方針の策定に関する事項を検討し、結果を区長に報告することとしております。

第3条の委員の構成は別表の通りとして、第4条の委員の任期は令和5年8月1日から令和7年3月31日としてございます。

次に第5条、会長および副会長は各1名とし、会長は委員の互選により学識経験者委員から定め、副会長は会長が指名することとしてございます。

第8条では、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定めることとしておりまして、資料5の庁内検討部会設置要領(案)やこの他の部会設置、会議の公開に関する事などが該当するものと考えてございます。

それでは、ここで、会長の選出に移りたいと思います。会長の選出につきましては要綱第5条に基づき協議会の委員さんの互選でございます。ご意見ご提案がございましたらお願いをいたします。

はい、委員、どうぞ。

委員：互選ということですが、私から推薦させていただきたいと思います。私としては、委員を推薦したいと思います。委員は、他都市でのバリアフリーや地域交通に関わる経験と見識が豊富でおられますので、今回の協議会において、取りまとめを行う会長として最適ではないかと思えます。

事務局：ありがとうございます。ただいま会長のご推薦を頂きましたが、他に意見はございますでしょうか。

他にご意見がございませんでしたら、委員に会長をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

(会場全体から拍手)

事務局：ありがとうございます。それでは委員には会長席にお移りいただきまして、会長の職の就任をお願いしたいと存じます。

それでは会長が決定いたしましたので、この後の協議会の運営を会長をお願いしたいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

(会長が会場前方の会長席に移動)

会長：ただいま会長職を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今、ご紹介の中に他都市での取り組みというお話も合ったのですが、バリアフリーの会議の参加、23区の中では、今回区としては4番手という形になります。あと、キャンパスが千葉県にございますので、千葉市周辺含めていろんな自治体と関わらせていただいております。その中でバリアフリー経験があるといいましても、やはり都市ごとにまた、地域、地勢、歴史いろいろ異なる中で、バリアフリーで対応すべきことは、本当に様々違ってまいります。ですので、改めてその都市に合った形の何が求められているのかということ、皆様方からいろいろご意見を賜りながら、私自身も勉強していきながら、いい結果に結びつくような形でまとめてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会場全体から拍手)

会長：まずこれから会長の職務代理ということで副会長を選出させていただきたいと思えます。会長からの指名ということで、葛飾区の社会福祉協議会におきましても、ご活躍されている委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(会場全体から拍手)

会長：先生お願いしてよろしゅうございますね。席の方移動していただいております。

(副会長が会場前方の副会長席に移動)

会長：それでは委員にはご苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは就任にあたってご挨拶いただければと思います。

副会長：私の専門は地域福祉ということで、先ほどご紹介もいただきました葛飾区社会福祉協議会のほうで、もう今から10数年前になりますけども、民生委員さんの調査、町内自治会長さんの調査、地域支援活動の調査をさせていただいておりました。実は東京に来ましたのは、この4月からでありまして、3月までは岩手県に11年ほど勤めておりました。ですので、東京の状況あるいは葛飾の状況というのは、浦島太郎状態というようなところもあろうかと思ひます。今回ご縁がありまして、この集まりに参加させていただくことになりました。地域福祉という住民が自分たちの住む地域の様々な福祉課題を行政任せにするのではなく、自分たちの手で、自分たちの地域をより良い町にしていく、より住みやすい地域にしていく。これに取り組む自治体、これが地域福祉ということになります。このバリアフリーという問題とも非常に深い関わりがあるのかなというふうには思ひますが、私自身どこまで力を尽くせるかわかりませんが、微力ながら協議会の運営に尽力してまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(会場全体から拍手)

会長：どうもありがとうございました。

それでは、議題の方に入らせていただきたいと思います。議題の1番目でございます。移動等円滑化促進についてということで、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

4. 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領について

事務局：まず最初に、「資料2 葛飾区移動等円滑化促進方針策定協議会傍聴要領(案)」をご覧ください。

この傍聴要領(案)の第2条では、会議を公開いたしますということにしておりますが、公開により適正かつ適切な審議を妨げる恐れがある場合は、協議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とすることができるとしてございます。

第3条では、協議会傍聴の周知として、協議会開催の都度「広報かつしか」に掲載する等の周知を行うこととしてございます。

第4条では、傍聴人の定員を会議ごとに委員長が定めることとし、第5条から第11条までで、傍聴者が守るべき事項などを規定し、規定に違反する場合には、会長が退室を命じることができる、としてございます。

また、第14条では、この要領に定める以外に必要な事項は会長が定めることとなっております。

資料2の傍聴要領の説明は以上でございます。

会長：それでは、傍聴要領でございますが、事務局の説明の案の通りでよろしゅうございますでしょうか。

(意見無し)

会長：異議はないようですので、こちらで進めてまいりたいと思います。

それでは本日、傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局：今日はいらっしゃいません。

会長：それでは、次回以降という形で、定員などについてもその都度確認してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

5. 議題

会長：それでは、次第の「5. 議題」につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

(1) 移動等円滑化促進方針について

(事務局 資料3を説明)

会長：どうもありがとうございました。

手話通訳の方、今の事務局の説明は速度として大丈夫そうですか。

(手話通訳より問題ない旨を回答)

会長：では、皆様方、今ぐらいの事務局のご発言の速度で発言していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

ただいま説明がございました移動等円滑化という、移動そのものにも着目はしてはいますけれども、バリアフリーを非常に幅広く捉え、ハードとソフトといった両面の中から取り組みを進める。そういうことで今回53の委員の皆様方にお集まりいただいているように、幅広い分野にわたる、そのバリアといったものをどういう形で解消していくのか、あるいはその差といったものを減らしていくのか、さらに地域的な形の中で問題箇所といったものを特定しながら、その改善の方向性を一緒になって見つけて改善するとか、その辺のところを計画という形でマスタープランという形で位置づけて、全区にわたるんだというのが一つのキーワードになってまいります。そういった中で、この葛飾区そのものが地区別にどういう特徴を持っているかということもあわせながら、鉄道あるいはバス、タクシーを含めた交通移動を含めて、さらに商業活動等をしているような人たちも、生活関連施設と言われているようなものも含めてどう繋がるかといったところも一つのキーワードになります。さらに繋がるうえでの人としても、このバリアフリーの概念の中の心のバリアフリーという、その相互理解を深めていく、その辺のところは非常にハードルが高く掲げられている計画づくりをこれからしようというところでございます。

その辺の方向性につきまして、過去の事例ということも含めてご紹介いたしました。これから少し非常にもう概念的にちょっとわかりにくいところもございますので、皆様方でご質問等ございましたら承りまして、事務局の方からさらに追加で説明いたしますが、いかがでございましょうか。

促進方針という形で、「これからやるぞ」というところですので、そこを理解していただければよろ

しいかなと思いますので、皆様、よろしゅうございますかね。

(意見なし)

会長：はい、ありがとうございます。それでは、これからまた次のプロセスで現状についても取組等含めてという形になるのですが、会議トータル2時間ぐらいを予定しております。

途中、少し今回このタイミングで取り上げさせていただいて、改めて議題の2番目の方に移りたいと思いますが、事務局の方で10分ほどの休憩でよろしゅうございますか。

それでは、正面のあちらの時計、44分ぐらいでございますが、55分というところでスタートしたいと思いますので、トイレ休憩等よろしくお願ひいたします。一時休会とさせていただきます。

(休憩)

(2) 葛飾区のこれまでの取組と現状について

会長：それでは、再開してまいりたいと思います。

それでは続きまして、議題ですね、「葛飾区のこれまでの取組と現状について」ということで事務局よりご説明いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 資料4を説明)

会長：どうもありがとうございました。

これからバリアフリーの促進方針といったものを作ろうということで先ほど全体の枠組みの話をつつた中で、全区的にこのバリアフリーを取り組んでいくんだという、そこでまずは、これまで平成18年度と23年度バリアフリーの基本構想というところで、重点整備地区という形で3駅を中心としたバリアフリーの取組をやった結果をまずはおさらいしましょうということで、概ね9割、9割を超えるものもござひますが、その時に指定してきたものの整備が進んできましたと。ただしそれ以降、ソフト対策に対する基準、ガイドラインが変わるとかですね、そういった形の中でこの促進方針の中にはハードとソフトの両面から検討していかなくちゃいけない。それにあたって、現状の全区的な問題は何だろうかということていろいろな視点に基づいて、利用者の方々、あるいは区民の皆様方からお声をお願ひいただき、課題を抽出してきたと、こういった中でこれをベースにして今後どのような形で促進方針といったものを位置づけていくかということをお考えしていく形になりますので、皆様方がお気づきになった課題、あるいは問題点、あるいは認識がちょっと違うんじゃないかという点も含めて結構でございます。お気づきの点があればご意見ご質問等いただければと思ひますが、いかがでござひましようか。

委員：7ページの(4)障害者数の①身体障害者手帳所持者数についてですが、過去10年間の推移を見ると減少傾向にあると書かれていますが、これは平成26年4月から心臓機能障害(ペースメーカー)と肢体不自由(人工関節、人工骨頭)の方が医療技術の進歩により、障害認定基準の見直しされたので、これに起因することも大きいと思ひます。

バリアフリーが整えば、障害の方だけでなく、高齢の方で車椅子を使用する方の外出の機会も増えると思います。

10年ぐらい前でしょうか、山手線ホームにエレベーターが整備された JR 上野駅に車椅子の娘と私は駅員さんの介助を受けて電車を降りました。駅員さんに誘導されて、改札階行きエレベーターの前に着くと、ベビーカーの方が5、6人並ばれていました。エレベーターにはベビーカーが1台ずつしか乗ることができず、駅員さんと一緒に順番が来るのを待ちました。駅員さんは皆さん必要な方ですからと話されていましたが、お忙しい駅員さんが一緒に待ってくださっていましたので、とても恐縮いたしました。

会には就労されている車椅子利用者もおり、通勤の大変さの声が寄せられています。また、また重度重複障害の方、医療的ケアのある方は、車椅子は大型でもあります。

バリアフリーに関する様々な整備を計画される際にご配慮いただけますようお願いいたします。

会長：どうもありがとうございます。

今お話があったように、利用施設がかなり限定されているので、結構バツティングする、集中すると非常によくあることだと思います。

さらに今、使用する装具あるいは器具、それによっても全然対応が違う。自走式なもの、手動式のもの、こういったものでも機械そのものの運用が違ってまいりますので、乗り越えられるところ、あるいは車輪の幅の大小によっても、通行のしやすさが変わってきますので、そういった面では、器具・装具にも配慮した形のバリアフリーの対応といったこういったところもぜひ視点として持っていただきたいということです。これから具体的な検討のときにですね、今のご指摘のところを事務局で組み込んでいただければと思います。

委員：毎日、私どもの方に要望が寄せられている件で、健康のことです。何かといいますと、たばこの害ということで、特に駅周辺で通学しているお子さんたち、児童生徒さんのご父兄から、たばこの煙が駅周辺で喫煙所から臭ってくるということが、私ども区役所の方に、毎日区民の方から寄せられております。

私ども、錦糸町、渋谷、新橋、また羽田空港等にも喫煙所を見に行きましたけども、羽田空港ですとボックス式のスモーキングボックスがあったり、渋谷では箱型の外に漏れないような喫煙所があったりということで、葛飾区も今、亀有の駅前に箱型の外に煙が漏れないようなものを作っているところです。

私自身は亀有に住んでいるんですけども、亀有の JR の駅の公衆トイレに入りますと、喫煙所は駅から出て、リリオパークの公園の所にありますと、トイレのところに書いてあるので、多分トイレで用を足した方は、そういった公園の方に行くと思うんですけども、ぜひですね、今日、交通管理者の方も来ていただいて、商店街の方にもこれはお願いしなければいけないんですけども、室内でも喫煙ができるような場所を作っていただきたいなというのと、できれば駅の中にもバリアフリーをするときには、そういった喫煙コーナーを作っていただけると、駅を降りて、たばこを吸う方は一服したくなるというのが常でございますので、ぜひともその辺のところ、健康の上からですけども、心のバリアフリーということで、この中にも吟味していただけるとありがたいと思います。

会長：事務局もこれからといったところでございますが、たばこ、煙といったところ、非常に大きな問題かもしれません。

私どもの大学でも、校舎では限られた10分の休み時間の時に学生たちがぱっと出てくる、ボックスが用意してあっても溢れて道路にも出てしまう。

また、一般の人たちがまたそこを活用するという、非常に大きな問題があって、一つの施設で言っても、どう設置しているのか難しいというところがございます。ですので、交通の事業者さん、あるいは民間の施設さん、そういったところも含めて、人の動線の中でどういう形でそのバリアフリーといった側面で煙といったような問題も一緒になってどうやって考えられるのか、その辺も少し課題として事務局の中でご検討いただけるとありがたいかなと。

通常のバリアフリーの中では、その煙の問題というのは入ってこないのですが、動線の中で不愉快な状況、健康被害に直結をする、あるいは子どもとか車椅子の方が利用されている時も、手持ちでたばこの火をつけていると顔に当たるといって、こういったところも結構出てきておりますので、その辺の問題意識を持って踏み込んでいただければありがたいかなと思います。

委員：バスの乗降口といいますか、バスのステップはノンステップバスになっているのでいいんですけども、バスのステップから道路までの高さが歩道のある所、ない所、バス停によって全然違うんですよ。ですからバスのステップから道路までの距離と高さを、ある程度統一できるように道路の改修とか考慮に入れていただけたらというふうに思っております。

バス停によってはステップから道路までかなり距離がある。私も2年ぐらい前にちょっと足をくじいたことがあるんですけども、そういうこともあるので、一つどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長：要望としてということで、バスの場合ニーリングという形で車体を下げたりとかしながら、できるだけ乗りやすい仕組みにするんですが、道路の構造と、あるいは接近させる時の向き、こういったところによっても対応できる場所とできない場所があるので、そういったところも含めて、これからのまち歩き点検とかそういった形で地域に入る形になりますので、重要な拠点といった箇所を中心にバリアフリーの対応がどうバスの乗り方といったところに繋がってくるか、ぜひ事務局の方で検討してもらえればと思います。

委員：点字ブロックで自転車ごと転んだ人とか、点字ブロックで骨折した人、つまりいて隣のビルに顔面ごと衝突したっていう、点字ブロックで雨の日だったか晴れの日だったかわからないんですけど、私も車椅子に乗ってまして、点字ブロックでがたがたしちゃって危ないなということがよくあります。もうちょっと改良してもらえたらと思ひます。

タクシーの乗車拒否なんですけど、車椅子と一緒にいるとタクシーがスルーしちゃって、旦那さんだけ車に乗せてもらって、障害で車椅子の方は乗せてもらえなかったということがありまして、私も前に一回、母親と車椅子で出かけようとしたら、なかなかやっぱりタクシーが止まってくれなくて、苦労した覚えがあります。

会長：他の自治体で私が関係したところでも、車椅子とタクシーというのが出てくるのですが、その際にこのユニバーサルデザインタクシーっていうジャパンタクシーですね、こちらの場合には車椅子も乗車できる、タクシーのドライバーも乗降介助できると、そういう形になっているんですが、どこでお乗せできるかというところ、一般の路上ではなかなか難しいですね。

スロープ板を出さないといけないということで、道路のところから一車線、車線閉塞して停めないで乗降車することができないという場面があって、通常の道路でいると、どうしてもなかなかお止めでき

ないといったところも、タクシー事業者さんからの悩みというところで上がってきています。

それで、他の自治体さんなんかでは、広場であるとかそういったところに、住居地域の中で車の停めやすい場所を一つ優先的に検討しようかとか、そういったところを取り組んでいる例もございますので、たとえばどういった場所でご乗車できるかできないか、そういったところで問題がございましたら、事務局に、この辺でちょっと止めたかったんだとかいうようなことを逆に挙げていただけると、場所とどういった定義をすればいいかがちょっと見えるかな。

あと、点字ブロックは視覚障害者の方が認知できないといけないっていう問題もあるし、ぼこぼこが歩きにくい、あるいは車椅子の衝撃になると、どうしてもこれはトレードオフのような状況が出てくる。

そこで、障害を理解するといったところを両者の中で譲り合って考えなければいけないし、難しさがございます。ですので、その辺を使いやすい場所、こういったところを考えなくちゃいけない。その時に視覚障害者の誘導ブロックが適切な場所に設置されているかが大事で、道路の歩道の中央にそのままドンとやられているとか、あるいはちゃんと建物側の方に沿った形で設置されているとか、あと、歩道の幅員によっても変わってはくるんですが、その問題があった場所もぜひ事務局の方に挙げていただくと、まち歩き調査をする際なんかで、この辺のところ問題が大きくなるねということを気づける場に広がってまいりますので、そういった声をどんどん事務局に挙げていただくとありがたいかなと思います。ぜひそういう形で事務局も受けていただければと思います。

委員：私たちの会は、知的と肢体のまじった子供たちをかかえている親の会であります。

医療的ケアという形で、呼吸器や吸引器や医療機器を持って車椅子に乗って移動しているっていう子供たちが沢山いらっしゃいます。その中でバスに乗るとか時間がかかるっていうことと、ハード面とソフト面で言わせていただくと、やっぱりバスも停留所によってはスペースが必要だったりっていうことがあります。

ハード面では、やっぱり医療機器を載せているので、丁寧に扱わなきゃいけないので、時間がかかるという面もあります。そういう部分で先ほどおっしゃった理解をしていただくっていうことも区民の方にとっても大事なことで今お聞きして思って、やっぱり普通に乗車された方は待たなきゃいけないという、待っていただくという方の障害に対して、ちょっと待とうねっていう気持ちがすごい大切だと思うんですけど、なかなかバスの時間通り動かなきゃいけないとか色々な部分で、やっぱりこっちが委縮しながらお願いしながら小さくなりながら乗るっていう状態が結構多いのが現実で、少しずつ地域に理解されて、医療機器を使っている方も普通に生活できるっていうことは、バスに乗ったり電車に乗ったり、タクシーだけじゃなくいろんな移動方法を使えて地域で暮らすっていうことが大事かなと思うので、今回こういう協議会があるということで、地域の皆さんに理解していただければありがたいなと思います。

会長：まさにそういうことをこの会の中で丁寧に取り組んでいきたい。ハードとソフトと簡単に言ってしまうとそれで済んでしまうんですが、ソフトの中身を丁寧に組みたくてはいけません。やはり思いの共有といいますか、相互に理解できる社会、そういったものをバリアフリーという一つのキーワードの中でそれぞれ考えていく、理解しあっていく。理解しただけでは駄目で、その次に行動ができるようになっていかなくてはいけませんので、そういったところまで高められるような促進方針を作って、それが事務局の思いだと思いますので、また、ご一緒にいろんな点でご指摘いただければと思います。

委員：私が常々感じているのは道路のバリアフリーの件なんですけども、どの道路でもある程度の幅員があれば歩道がついております。ところが、歩道の切れ目に多少の段差があるんですね。スロープにはなっておりますが、まだ2、3センチの段差があるわけです。人間って意外と、高い段差があると気をつけるんですけど、低い段差の時はつい躓きやすいんですね。

ですから、せつかく道路の歩道の切れ目にスロープをつけていただければ、車道と同じ高さまでスロープをつけていただければ、躓き事故による怪我等を防げるんじゃないかと思っております。それを要望いたしたいと思えます。

会長：要望として、こういった声もいろんなところで出てくる案件なんです。その中で、視覚障害者の方にとってみると、その2センチが歩道と車道の境界領域を認知する非常に大事なところになるので、そこをどういう形で意識付けするか、スムーズに移動できるようにするかといったときに、安全配慮して気づかせるか、そういったところも非常に大事になってきますので、歩道でもセミフラットとか、あるいはフラットとか、あるいはマウントアップとかいろんな種類があるので、時代に応じて作られた歩道の種類によっては、すりつけの仕方が変わってきていますから、これから新しく作る場所では、バリアフリーの基準に則った形で整備を進めていく。

その時に、この辺のところ使いにくいよねとか、あるいは、こういったところをこういうふうにしたら具体的に使いやすいんじゃないかってところも、できれば、まち歩き点検とか一緒になって歩いていただいて、ここは大丈夫だ、ここはちょっと問題があるといったところを視覚障害者の方、あるいは車椅子の方、あるいは高齢者の方、あるいは子供たち、いろんな立場の人たちが実際にそこを通ってもらって、問題がどこにあるかということを知っていただければ、そういったようなことも是非、葛飾区のワークショップといったものも、おそらく企画が提案されてまいりますので、是非その場合にもご参加いただいて、お声を発していただけるとありがたいと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

委員：立石もこれから大きく変わるのであれば、新しく道路の歩道を設置するに当たって、一つよく言われる、私どもの仲間と言われるのは、歩道の中に花壇が変な形で飛び出して来たり、例えば四角かったところが、邪魔になるぐらい突き出てきたり、仲間に言わせれば、花壇っていらぬという人間もいるぐらいで、あと、道路側に植木があるんですが、たまに太い木があると、そこが出っ張っている、ちょっとまっすぐに行けない、ちょっと回って行かなくちゃいけないとか、あとバス停がある時に、無い所と有る所と同じ幅をとっていると、バスに乗る人がその分スペースが取られてしまうので、そこを通過しようとしている人は非常に障害を感じて、要は歩道は車椅子が移動できるすっきりした道に考えてほしいなど、特に幅の広い植木はいらぬというふうに言っている人が何人かいます。

会長：新しく作る道路の場合は、有効幅員という形で歩道は2m以上取らなくちゃいけないので、そういう考えでは今あるものから比べるとだいぶ良くなるかなとは思いますが、道路が繋がるといった形から見ると、でこぼこがあったりすると通りにくいといったことはございます。

他の自治体では、実際に基本構想を作った後、あるいは促進計画を作った後、PDCAという形でぐるぐる計画がちゃんと動いているか回すときに、設計段階で障害者団体の方とかに実際こういったところ通りにくいですかねと確認するような自治体さんも出てきています。

そういった中では、単に計画づくりをするんじゃないで、具体的に作った後も一緒になって作って行くんだと、形づくるんだという姿勢を葛飾区さんの中でも作り上げていくことが大事かなと思えますので、そういった面から出来上がった時でも計画の中で是非ご検討いただければと思えます。

委員：学園は、肢体不自由部門の小中高全体で1つのPTAを持っています。

建築物の駐車場と、バリアフリートイレというところで、お伝えしたいことがあるんですけども、大きい商業施設ですとか、区の施設に行くと、障害者優先のエリアというのは確保してある所は増えてきたと思うんですけども、横にドアを全開にしないと乗り降りできないっていうことと、後ろからスロープを出して車椅子やバギーを出したいっていう、左右と前後の間隔が必要なことが多いんです。ですので、ちょっと前に車を出さないと、後ろからスロープを出せないっていうのだと、お母さんが子どもを降ろしている間に通れませんってブーブーって言われたりするってことを学校のアンケートでも聞いていますので、駐車場のエリアとしては確保するスペースを横と前後に確保していただきたいということ。それから、そのスペースが身体障害、車椅子以外の方でも使えるスペースだっていうことは重々承知していて、みんなが気持ちよく使えるようになっていけば一番いいなと思うんですけども、やっぱりそのスペースでないと乗り降りが不可能だっていうことが現実としてはあるので、みんなが気持ちよく使えるようになるような方法が見つけていけたらいいなと思っています。

それからバリアフリートイレのところに關しては、子供たちがまだ小さいうちは赤ちゃんと同じおむつ替えシートでもおむつ替えができるんですけども、私の子どもが今小学校6年生で、もう何年も前からとてもおむつ替えシートではおむつ替えができません。年配の方、お年寄りの方も外出した先でおむつを替えるっていう機会が多いんじゃないかと思うので、ユニバーサルベッドが整備されている誰でもトイレが増えるといいなっていうのを毎年要望としても出させていただいています。

ちょっと困るのは、ベッドを倒したら車椅子を出さなきゃいけないっていうスペースがやっぱり狭くって、頑張っってベッドを置いていただいたんだけど、トイレの外からベッドに乗せて、車椅子そのものはトイレの外に置いておかなければいけないとかっていう状況の場所も一部あるというふうに聞いていますので、新設するときには十分なスペースを取って設備を整えていただけると大変ありがたいなと思います。

会長：具体的に実際どういう場面でバリア、障害が起きているかといったところで、駐車場などでは、海外では罰金をとると、そういった事例なんかもあるんですが、日本はそういうわけではない。どういう形で理解してそれを使うか、ある社会を作り上げるか、そこが大事なんですが、分かっているも使ってしまうような人たち。ではどうするか、やはり知っていただく機会をどんどん事務局となる自治体の方から発信していかないといけないかなと思いますので、その辺、是非よろしく願いいたします。

副会長：今のお話とも関連しますので、私の方から発言させていただきます。全体の説明の中でも様々なデータを用いて葛飾区の特長についてお話があったかと思ひます。葛飾区は、今の学園もそうなんですけども、「葛飾盲学校」、「葛飾ろう学校」、「葛飾特別支援学校」、「水元特別支援学校」という形で特別支援学校が非常に多いのが他区にない特長になっているかなというふうに思ひています。この点については、学校施設のバリアフリーという、当然今お話しあったような側面からも重要ですけども、一方で先ほどからお話しが出ているような、いわゆる心のバリアフリー、このバリアフリーというのは、移動というところの文脈で今多く使われるわけですけども、移動というのは地域の生活の一つの側面なわけで、移動以外にも暮らしというところを捉えたときも、他の暮らし全般のところ出来ていない心のバリアフリーが移動の時だけできるってことはあり得ませんので、そういう意味では、もう少し幅広い、移動を切り口にしつつも、この協議会においては、より幅広い地域生活全般における心のバリアフリーという問題を考へていく必要がある。そういう意味では、特別支援学校が多いという特長につ

いては、学校のバリアフリー、施設のバリアフリーということと同時に、地域においてそういったバリアフリーの今課題みたいなもの、あるいはニーズみたいなものを住民が見えやすい、そういった発信しやすい拠点が一つの特別支援学校というところなのかなというふうに思います。その意味では、特別支援学校が多いという特性をいかに生かして地域の中で心のバリアフリーを進めていけるかというのは、もう一つ重要な視点かなというふうに考えています。

また、資料の方でもご説明ありました資料3、26 ページですね。アンケートの調査の結果をご紹介いただきましたけれども、「心のバリアフリーを知らない」という方が過半数という状況は示されています。心のバリアフリーという言葉自体は、わかったようでよくわからない言葉、何をもって心のバリアフリーが推進されたのかということもなかなか見えにくい言葉でもあるのかなというふうに思っております。そういう意味で、心のバリアフリーとは何かということをもまず皆さんと共有した上で、これをどのように地域の中で広げていけるか、協議会においても非常に重要なテーマになろうかと思えます。この点においては、一つは特別支援学校の話もありましたが、一般の小・中学校の中で今、福祉教育という形で福祉の心を伝えている。あるいは理解、あるいは態度を子どもたちに醸成していくような取り組みが行われております。今日も出席されてます葛飾区の社会福祉協議会は、割と都内あるいは全国にも通用するような非常にハイレベルな福祉教育プログラムをずっと展開をしてきているということもありますので、心のバリアフリーの普及という課題については、是非ですね、区内の小・中学校との連携、あるいはそこで福祉教育プログラムを展開している社協、NPO とか、あるいは当事者団体、こういったところと協働型で、福祉教育プログラムを子供たち向けに展開していくということとも、是非連関させながら、この心のバリアフリーの普及というところを進めていく必要があるかなというふうに思っております。

もう一点、長くなってしまうんですけども、非常に活発な意見交換がある中で印象に残ったこととしては、やはりバスの乗降の際、あるいは駅での話で忙しい駅員さんに対して申し訳ないとか、待ってもらって他の乗客の皆さんに申し訳ないという形で、地域で暮らしていく、当たり前前に生きていく上では、お話あった通り公共交通を使うのは当たり前のことなわけですが、当たり前のことをすることに心苦しさだったり、肩身の狭さだったり、こういうものを感じてしまう。心のバリアフリーということの重要性というのが、今のお話からとっても伝わってくるなというふうに思うわけです。

この心の負担感、バリアフリーと言って駅員さんが先導するとか、ちょっとバスを待ってもら、当たり前のことにも関わらず、それを利用する側が非常に負担感を感じてしまうという一言が私は大変印象に残りました。

心のバリアフリーを考えていくというときに、健常者、問題のない側が、弱者に対して、優しくしてあげましょう。このような構図を思い浮かべがちですけども、そういう一見良いことのようにだけでも、そういった固定的な支援・関係性、わたし助ける人、あなた助けられる人、こういった関係性自体が実はそういった人たちを必要とする人たちに対して非常にづらい思いをさせたり、そういうことにも繋がりがねないかなということ話を聞いていて感じました。

そういう意味では、この心のバリアフリーって口で言うは易しで、とても難しい問題だな、この問題と我々、本気で取り組んでいくっていうのはどういうことなんだろうか、そんなことを協議会でもぜひ皆様と議論を深めていけたらなというふうに感じました。

長くなって、申し訳ありません。以上です。

会長：とても重要な視点といいますか、ソフトといったところの中で、心のバリアフリーの問題をどの視点から取り組んでいってすごく難しいですね。その際に、今ちょっとお話を伺ってみると、葛飾らしさといった教育の場でって言ったときに、他の自治体にはない特別支援学校を含めたいろんな子供たちの学ぶ場といったところを共有できる場がある。こういったところはやはり生かしていかないとせっかくの計画を作る際に、葛飾区らしさが出て来ないと感じていますので、事務局も連携も含めて、いろんな形で参加していただけるようなアプローチをとっていただければよろしいかなと思うんですね。それでは、またいろんなご意見ございましたら、今回この場でご発言できなかったものにつきましては、ぜひ事務局の方に投げいただければと思います。

(3) 今後の検討の進め方について

会長：それでは続きまして少し全体の進行が遅れてはきているんですが、今後の検討の進め方についてという形で事務局にご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局から資料5を説明)

会長：具体的な計画の策定というのに向けてですね、委員の皆様方には、この策定協議会だけでなく新たに作る3つの部会で運営をしていく、具体的に問題点の抽出、あるいは共通認識の抽出、こういったところにお力添えいただきたい。

また、具体的なワークショップについても今年度は3地区、また次年度は残りの他の地区という形で、非常にワークが多くなってまいります。実際の問題点を明確に浮き彫りにするために是非ご協力をということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。スケジュール的にかなり限られておりますが、ご協力いただければと思いますが、何かご質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょう。

委員：今お話があったまち歩き調査について少し質問がございます。1団体1名から3名までということでしたが、手話通訳の人数は含まれますか。

事務局：手話通訳の方は含まずに1名から3名なので、当日はまち歩き調査の参加者としては2名の方として、さらに別途手話通訳の方にも歩いていただけると幸いです。

委員：今後の進め方のところで、1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、今回、促進地区っていうものも全体方針と併せて検討していくと考えていて、どちらかというと、このまち歩きの考え方を見ていると、基本的には駅勢圏中心という、これまでの葛飾区交通バリアフリー基本構想で重点地区とか、それ以外の地区みたいな形で設定してたところが中心になるという形なんです。先ほどちょっとお話あったように、葛飾区って実は特別支援学校とか高齢者施設みたいなものが北部エリアにある程度集中してるみたいなことがあるとすると、そういう周辺みたいなところもまち歩きみたいなもので、全体的に見てみるみたいなことをやってみなくていいのかなというところ。促進地区の指定までいらないとしても、多分、全体方針の中で取り入れていくには、参考になるのかなと思うので、できればそういうエリアも少し考えた中でまち歩きをやった方が新しい視点で作れるのかなというものがあったんで、ちょっと確認をしたくてお話をさせていただきました。

事務局：今年度の予定は今駅周辺の3地区を予定しているんですが、来年度はその他の駅周辺ということで、バリアフリーでは、駅周辺だけではなくて、そういった施設が集中するところ、そういったところも対象に考えていくという今考えになっています。現地調査を、我々の方で調査をした上でですね、それで駅周辺以外のところでも、まち歩き調査が必要だとなった場合は、お願いしていくというような次第で、来年度取り組みたいと思っています。

会長：今、時計を見てまいりますと、冒頭お話をした予定の4時をちょっと過ぎております。時間が限られた中で、ご参加していただいている方は退席していただいても結構でございますので、ありがとうございます。ありがとうございました。

委員：ちょっと私の団体は子ども連れが多いものですから雨の際、雨天の際は、決行するのかわかっていうことと、あとは子どもの同伴だとか、ワークショップの際の託児であるとか、ちょっと子ども連れのママさんが参加する場合に、ちょっとその点どうなるのかわかっていうのを伺いたいです。

事務局：台風のような豪雨の場合にはもちろん中止させていただくことになると思うんですけども、例えば小雨等で雨のときは雨のときで、そういったときにどのようなバリアがあるのかわかっていうのを知るにも実はいいチャンスという場合もあります。そういった中で、できれば小雨のときはやらせていただきたいというのが今の考え方です。

今お話にありました子育て中のお母さんが、例えばお子さんを預けるですとかベビーカーと一緒に歩きますっていうお母さんがいれば、それはありがたいですし、一緒に歩いて回ることにはできないんで、ベビーカーだけ押していきますっていうときは、託児施設っていうんですかね、そういうのを別途ちょっと設けることにしますので、こちらの表の連絡票の方にですね状況をちょっと事務局の方に教えていただいて、事前にそういう手配とかが必要なものをお知らせいただければ、できるだけ事前に検討して調整させていただきたいと思います。

委員：今年度は全部日程が木曜日なので、できれば子供のバギーを車椅子を押しながら参加するっていうのが一番ここが危ないとか、見つけやすいかなと思うんですけども、ちょっとわざわざ学校を休んで参加しませんかっていうのはなかなか集まらないんじゃないかなと思ってまして、来月10月、11月に関しては、参加するとしても親だけっていうことになってしまうと思うんですけども、もし来年度これから日程をっていうことであれば、1日2日、土日があったりすると参加しやすくとても助かります。ご検討ください。

会長：事務局、日程についてもですね、少し来年度に向けた検討をお願いいたします。

その他いかがでございましょう。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

6. その他

会長：それでは少し遅れてまいりましたが、その他という形でこちらは庁内検討会につきまして、事務局の説明という形でよろしゅうございますか。お願いいたします。

事務局：それでは、庁内検討会の設置についてのご説明をいたします。資料6の「葛飾区移動等円滑化促進方針策定庁内検討部会設置要領（案）」の要点の説明をいたします。

まず第1条から第2条につきましては、庁内検討部会の設置等を所掌事項として策定協議会設置要綱第8条の協議会の運営に関し必要な事項は会長が定めること、という規定に基づきまして促進方針の策定に関する事項の調整および検討を行うものとしてございます。

第3条の委員の構成は別表の通りといたしまして、第4条にて会長は都市整備部長が務めるということとしております。ご異議がないようでしたらば、庁内検討会を早々に立ち上げ本日の策定協議会の内容を共有する予定でございます。

説明は以上でございます。

会長：ご説明ありがとうございました。

内容的に困るような内容ではなさそうでございますね。皆さんよろしゅうございますか。

(会場全体から拍手)

会長：はい、ありがとうございます。では具体的な検討部会を立ち上げていただいて進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私がお預かりしたところは以上でございますかね。それでは本日、たくさんいろんなご意見をいただきました。まち歩き調査に向けてという形で、これから事務局の方で準備をちょっと急がないといけないという点があります。

また、葛飾区は私の感じからすると、とても他の自治体に比べるとフラットな地形というところですけども、その中でもやはりいろんな問題点がおそらく出てくると思います。その点検作業の中でぜひ、いろんなお立場の方にご参加いただいた中で、来年度策定していく促進方針の中の重要課題といったものが浮き彫りになりますよう皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思います。

それでは進行を事務局の方にお返ししたいと思います。どうもありがとうございます。

7. 閉会

事務局：ありがとうございました。

皆様、本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

最後に次回の策定協議会の日程でございますけれども、11月に開催したいと考えております。正式にはですね開催通知にて、改めて事務局より連絡をさせていただきたいと考えてございます。

最後に都市整備部長より一言御挨拶を申し上げます。

委員：本日は大変お忙しいところ、また長時間にわたりまして、本当に大変活発なご意見を賜りまして本当にありがとうございます。

本区では葛飾区全域のですね、ハード整備と、心のバリアフリーの実現に向けたソフト施策と、この両面による移動等円滑化の促進方針、これを策定してまいりたいと考えております。

先ほど会長の方からもお話ございましたけれども、本区の地域の特性、これを十分に踏まえた上で行ってまいりたいというふうに思いますし、また副会長からもお話があった心のバリアフリー、この意識の共有も含めて、大きな柱として位置づけをして進めてまいりたいというふうに思っております。そして誰もが生き生きとお健やかに、そして快適に住み続けることができる町の実現に向けまして推進をしてまいりたいというふうに考えております。

今後とも委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますけれど

も、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(会場全体から拍手)

事務局：それでは以上をもちまして本日の策定協議会を閉会とさせていただきます。お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

以上